

令和8年度 島根県交通安全県民運動
令和8年春の全国交通安全運動島根県実施要領

第1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和8年4月6日（月）から同月15日（水）までの10日間
- 2 こどもの事故ゼロを目指す日 4月8日（水）
- 3 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉） 4月10日（金）

第3 主唱

島根県交通安全対策協議会

（島根県、市町村、島根県警察本部、島根県教育委員会、（一財）島根県交通安全協会ほか）

第4 推進（後援）機関・団体

別表のとおり

第5 運動重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

第6 運動の進め方

推進（後援）機関・団体は、相互に連携を密にして、地域の交通実態やそれぞれの組織の特性に応じた具体的な実施計画を策定するとともに、傘下団体に対し、運動の目的や重点等を周知し、県民参加型のきめ細かな運動を展開し、真に県民総ぐるみの運動として効果が上がるように努める。

また、各種広報媒体を活用し、広く県民に浸透する広報啓発活動を展開する。

第7 推進事項

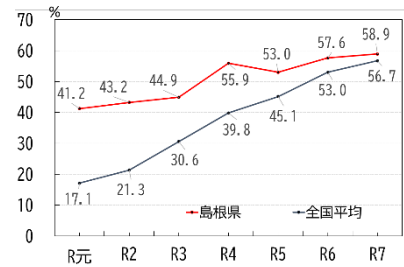
運動重点・推進事項	
1	通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保 【歩行者の交通ルール遵守の徹底】 ○ 横断歩道の利用や信号遵守等、基本的な交通ルールの周知と、手を上げるなど横断の意思表示の励行や横断中の安全確認の徹底を促す取組の推進 ○ 家庭や教育現場における、こどもに対する道路の安全な通行に関する教育の推進 ○ 高齢者は、加齢に伴う身体・認知機能への影響を自覚し、状況に応じた安全行動に努める。 【歩行者の安全の確保】 ○ 通学路等における見守り活動等の推進 ○ 夕暮れ時や夜間歩行中における自発光式の反射材やライト等の活用促進
2	「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上※1 【ながらスマホの根絶】 ○ 自転車を含め、スマートフォンの使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」の危険性の周知と根絶に向けた取組の推進 【歩行者優先意識の徹底】 ○ 横断歩道等における歩行者等優先義務の遵守を促す取組の推進や歩行者優先意識の向上に向けた広報啓発 ○ こどもや高齢者、障がい者、他の車両等に対する「思いやり・ゆずり合い」運転の励行※2 ○ 安全速度の徹底及び夕暮れ時の早めのライト点灯と上向きライト（ハイビーム）の活用推進 【飲酒運転の根絶】 ○ 自転車を含めた飲酒運転根絶に向けた取組の推進 【後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底】 ○ シートベルト着用とチャイルドシート使用の効果についての広報啓発
3	自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底 【自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底】 ○ 「自転車安全利用五則」※3に則った自転車の基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進 ○ 自転車運転中のながらスマホ及び酒気帯び運転に関する更なる周知徹底 ○ 自転車の交通違反に対する交通反則切符適用（令和8年4月1日施行）に関する広報啓発 ○ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進 【利用者の安全の確保】 ○ 乗車用ヘルメットの被害軽減効果の周知と着用促進 ○ 安全性を示すSGマークなどが付いたヘルメットの着用推奨 ○ あごひもを確実に締めるなど、ヘルメットの正しい着用方法についての広報啓発の推進 ○ 「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、交通安全教育の推進 ○ 自転車利用者に対する「TSマーク制度（付帯保険）」や「サイクル安心保険」等の傷害保険・損害賠償責任保険※4の周知と加入促進と、特定小型原動機付自転車利用者に対する「自賠責保険」加入義務の周知 ○ 販売事業者等と連携した利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

※1 横断歩道等における歩行者の優先

【歩行者や自転車が横断歩道等を渡ろうとしているときは、車は必ず止まって譲りましょう！】

・歩行者が横断歩道を、自転車が自転車横断帯を渡ろうとしているときは、自動車はその横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止して、その歩行者や自転車の横断を妨げないようにしてはなりません。（道路交通法第38条1項後段）

・歩行者は、道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。



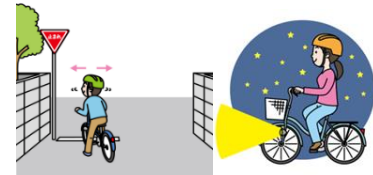
■信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況
※日本自動車連盟（JAF）の調査結果より

※2 『思いやり・ゆずり合い運転』のポイント

- ・追い越し車線を走り続けるのは違反
- ・追いつかれたら早目に道を譲ること
- ・車間距離を十分にとり、急な割り込みはしないこと
- ・急発進や急停車はしないこと
- ・時間に余裕を持った計画的な運転を心掛けること
- ・適宜休憩をとり、心身をリフレッシュすること

※3 『自転車安全利用五則』（令和4年11月1日 交通対策本部決定）

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※4 『自転車保険』の例

1 『TSマーク制度（付帯保険）』

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼付されるマークで、点検日から1年間有効の傷害保険・賠償責任保険が付加される。加入には点検・整備費が必要。



	傷害補償	賠償責任補償
補償内容	●死亡 ●重度後遺障害（1～4級） ●入院加療15日以上	●死亡 ●重度後遺障害（1～7級）
補償内容	- 一律 100万円 - 一律 10万円	限度額 1億円

自転車安全整備士による
自転車安全整備士マーク
サイクル安心保険加入
ご案内



2 『サイクル安心保険』

全日本交通安全協会の自転車保険制度

詳細は検索、 または [こちらから](#)

※ このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）や、自動車保険・火災保険等の特約もあります。

令和7年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



鳥越 愛菜 さんの作品
（浜田市立三隅中学校1年）
島根県交通安全協会主催



岩田 結優香 さんの作品
（安来市立広瀬小学校6年）
島根県交通安全協会主催

別表

推進（後援）機関・団体

（順不同）

(推 進 機 関 ・ 団 体)	
島根県警察本員 島根県教育委員 島根県労働局 中国運輸局島根運輸支局 国土交通省松江国道事務所 国土交通省浜田河川国道事務所 島根県市長会 島根県町村会 島根県市町村教育長会 島根県交通安全協会 島根県高速道路交通安全協議会 島根県安全運転管理者協会 自動車安全運転センター島根県事務所 島根県指定自動車教習所協会 島根県地域交通安全活動推進委員協議会 自動車事故対策機構島根支所 島根県系統農協・警察防犯対策協議会 島根県交通安全母の会連合会 未来へつなぐいのち島根県連盟 日本自動車連盟島根支部 島根県社会福祉協議会 島根県老人クラブ連合会 島根県保育協議会 島根県消防協会 島根県公民館連絡協議会 島根県旅客自動車協会 島根県トラック協会 島根県建設産業団体連合会 島根県二輪車普及安全協会 島根県自動車整備振興会 島根県自動車販売協会 島根県軽自動車協会 軽自動車検査協会島根事務所 島根県中古自動車販売協会 島根県自転車軽自動車商協同組合 島根県石油商業組合 日本労働組合総連合会島根県連合会 島根県友愛会	島根県交通運輸産業労働組合協議会 島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会 西日本旅客鉄道株式会社米子支社 一畑電車株式会社 一畑バス株式会社 石見交通株式会社 島根県公立高等学校長協会 島根県小学校長会 島根県中学校長会 島根県私立中学高等学校連盟 島根県国公立幼稚園・こども園長会 島根県特別支援学校長会 島根県高等学校PTA連合会 島根県PTA連合会 島根県幼稚園・こども園PTA連合会 島根県旅館ホテル生活衛生同業組合 島根県飲食業生活衛生同業組合 日本自動車旅行ホテル協会島根支部 島根県病院協会 島根県小売酒販組合連合会 (後 援 団 体) 日本道路交通情報センター松江センター 朝日新聞松江総局 NHK松江放送局 エフエム山陰局 共同通信社松江支局 山陰中央新報社 TSKさんいん中央テレビ BSBS山陰放送社 産経新聞松江支局 時事通信社松江支局 新日本海新聞社 中国海テレビ 日本経済新聞社松江支局 日本新聞松江支局 毎日新聞松江支局 読売新聞松江支局 島根日日新聞社会 島根県ケーブルテレビ協議会